

(様式 1 別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び小千谷市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第 11 条の規定に基づき、速やかに小千谷市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合)
- (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (テレワーク、関係人口の場合)
- (6) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

(様式 1 別紙 2)

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び小千谷市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び小千谷市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。